

施策等実施状況の公表と意見募集について

住工共生のまちづくり条例第 20 条に基づき、施策等の実施状況を公表し、広く市民やモノづくり企業等の皆様からそれに対する意見を募集した。

東大阪市住工共生のまちづくり条例（抜粋）

（施策の実施状況の公表等）

第 20 条 市長は、毎年度、住工共生のまちづくりについて、この条例に基づく施策等の実施状況を公表し、広く市民、モノづくり企業等の意見を求めるものとする。

2 市長は、毎年度、この条例に基づく施策等の実施状況及び前項の規定に基づく意見を審議会に報告するものとする。

3 市長は、第 1 項の実施状況について調査及び分析を行うものとする。

1. 施策等の実施状況の公表及び意見募集期間

令和元年 9 月 13 日（金）から 10 月 15 日（火）

2. 広報

市ホームページ、市広報紙、FAX、メールマガジンにて情報発信

上記の広報媒体とは別に、市の支援制度を活用いただいた企業、市内経済団体等への協力依頼を実施

3. 公表資料

- ・条例施行以降の住工共生まちづくり推進に関する取組みの経過（資料 2 - 2）
- ・平成 26 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 3）
- ・平成 27 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 4）
- ・平成 28 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 5）
- ・平成 29 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 6）
- ・平成 30 年度住工共生のまちづくり施策等の実施状況（資料 2 - 7）

4. 対象者

市内在住、在勤、在学の方、または市内に事業所を有する事業者・法人・その他団体

5. 意見の提出者数

事業者：1 社 市民：0 名 団体：0 団体

6. 意見の内容（抜粋）

東大阪市住工共生のまちづくり条例 第10条に定められている準工業地域及び工業地域以外に、東大阪市が都市計画による住宅地域として指定された以前より、工場の操業を営んでいる地域について、騒音等住工混在に関する市役所への意見・苦情等の履歴を考慮し、課題が多く内在すると考えられる町丁目についても、東大阪市住工共生のまちづくり条例の対象地域の審議対象とする旨、条例の一部改正のご検討をお願いしたい。